

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十二日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第十六号

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任規則（昭和五十一年四月奈良県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九号中「法」という。）」の下に「、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号。以下本号から第十四号まで、第十八号及び第十九号において「改正法」という。）」を加え、同号中(六)を(七)とし、(五)の次に次のように加える。

(六) 改正法附則第六条第二項の規定による調査を行うこと。

第十号中「法」という。）」の下に「、改正法」を加え、同号(二)及び(三)中「及び第三条の第三項」を「、第三条の第三項及び第三条の四第三項」に改め、同号中(十三)を(十五)とし、(十)から(十二)までを(十二)から(十四)までとし、(九)を(十)とし、(十)の次に次のように加える。

(十一) 改正法附則第三条第一項の規定による調査を行うこと。

第十号中(八)を(九)とし、(七)を(八)とし、(六)を(七)とし、(五)の次に次のように加える。

(六) 法第三条の四第一項の規定により、承認すること。

第十一号中「法」という。）」の下に「、改正法」を加え、同号中(八)を(九)とし、(七)を(八)とし、(六)の次に次のように加える。

(七) 改正法附則第七条第二項の規定による調査を行うこと。

第十二号中「法」という。）」の下に「、改正法」を加え、同号中(九)を(十)とし、(六)から(八)までを(七)から(九)までとし、(五)の次に次のように加える。

(六) 改正法附則第五条第二項の規定による調査を行うこと。

第十三号中「法」という。）」の下に「、改正法」を加え、同号中(九)を(十)とし、(六)から(八)までを(七)から(九)までとし、(五)の次に次のように加える。

(六) 改正法附則第九条第二項の規定による調査を行うこと。

第十四号中「法」という。）」の下に「、改正法」を加え、同号中(十)を(十一)とし、(九)を(十)とし、(八)を(九)とし、(七)の次に次のように加える。

- (八) 改正法附則第八条第二項の規定による調査を行うこと。
第十八号中「法」という。）」の下に「改正法」を加え、同号中〔十〕を〔十五〕とし、〔十一〕から〔十三〕までを〔十二〕から〔十四〕までとし、(十)の次に次のように加える。
- 〔十一〕 改正法附則第四条第二項の規定による調査を行うこと。
第十九号中「。）」の下に「及び改正法」を加え、同号に次のように加える。
- (三) 改正法附則第十条第二項の規定による調査を行うこと。

附 則

この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。